

## 明戸地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

|                |            |           |
|----------------|------------|-----------|
| 市町村名           | 作成年月日      | 直近の更新年月日  |
| 田野畑村           | 平成25年2月18日 | 令和4年1月27日 |
| 対象地区名(地区内の集落名) |            |           |
| 明戸地区(明戸集落)     |            |           |

### 1 対象地区の現状

|                                       |          |
|---------------------------------------|----------|
| ① 地区内の耕地面積                            | 22.17 ha |
| ② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 12.08 ha |
| ③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計            | 3.23 ha  |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                 | 0.51 ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計            | ha       |
| ④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 1.60 ha  |
| (備考)                                  |          |

### 2 対象地区の課題

本地区は水田地帯であり、耕作放棄地もほとんどなく、適正に管理が行われているが、耕作者の高齢化と後継者不足が進んできており、農地の維持管理が困難になることが見込まれるため、中心経営体への農地集積・集約が必要である。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

本地区では、水田(転作田含む)の所有者が明戸地域資源保全委員会を組織し、耕作放棄地防止対策として多面的機能支払交付金の活用により農地維持を図っていることから、耕作放棄地発生防止対策を継続し、利用権設定が可能な場合は中心経営体への農地集約を進める。

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

|   |  |
|---|--|
| (1) 今後の取組方針   |  |
| 多面的機能支払交付金の活用により農地維持を図り、耕作放棄地発生防止対策を継続していく。各農家は現状維持に努め、耕作不可になった農地は中心経営体へ集約を進める。 |  |

## 5 今後の地域の中心となる経営体の状況

### (1) 経営体数

|                           | 個人・任意組合 | 法人 |
|---------------------------|---------|----|
| ① 認定農業者                   | 1 人     | 法人 |
| ② 認定新規就農者                 | 人       | 法人 |
| ③ 集落営農組織                  | 組織      | 法人 |
| ④ 他市町村の認定農業者              | 人       | 法人 |
| ⑤ 他市町村の認定新規就農者            | 人       | 法人 |
| ⑥ 基本構想水準到達者 <sup>注)</sup> | 5 人     | 法人 |
| ⑦ 今後育成すべき農業者              | 1 人     | 法人 |

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

### (2) 農地の集積面積

|    | 集積面積    | 地域内の耕地面積 | 集積率  |
|----|---------|----------|------|
| 現状 | 7.17 ha | 22.17 ha | 32 % |
| 今後 | 8.77 ha | 22.17 ha | 40 % |